

「(仮称)川崎市子ども・若者の未来応援プラン」(素案) に関する意見募集の実施結果について

1 概要

川崎市では、子ども・若者への支援や子育て支援を総合的に推進していくため、平成 30 (2018) 年度から 4 年間で計画期間とする「(仮称) 川崎市子ども・若者の未来応援プラン」(素案) をとりまとめ、広く市民の皆様の御意見を募集しました。

その結果、16 通(意見総数 67 件)の御意見をいただきましたので、御意見の内容とそれに対する本市の考え方、及び御意見を踏まえて作成した「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」を合わせて公表します。

2 意見募集の概要

意見募集の期間	平成 30 (2018) 年 1 月 19 日 (金) ~ 平成 30 (2018) 年 2 月 17 日 (土)
意見の提出方法	インターネット(フォームメール)、電子メール、郵送、ファクシミリ、持参
募集の周知方法	(1) 市政だより(2月1日号)、市ホームページ (2) かわさき情報プラザ、各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、各市民館、各図書館 (3) 関係施設(地域子育て支援センター、保育所、幼稚園、こども文化センター、児童養護施設、地域療育センター)において案内を掲出 (4) 各附属機関等での説明 等

3 結果の概要

意見提出数(意見数)		16 通 (67 件)
内 訳	電子メール	9 通 (38 件)
	郵送	0 通 (0 件)
	ファクシミリ	2 通 (23 件)
	持参	5 通 (6 件)

4 意見の内容と対応

「(仮称)川崎市子ども・若者の未来応援プラン」(素案)の内容に対して、小児医療費助成、認可保育所の整備、ひとり親家庭の支援、子どもの貧困対策、学校教育などの充実を求める御意見等が寄せられました。御意見の趣旨が案に沿ったもののほか、案に対する要望の御意見、記載内容への加筆を求める御意見などについて、記載内容への加筆を求める御意見等を一部反映し、「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」を取りまとめました。

【御意見に対する対応区分】

- A：御意見を踏まえ、当初案に反映したもの
- B：御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見の趣旨を踏まえ、取組を推進するもの
- C：今後の取組を進めていく上で参考とするもの
- D：案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明・確認するもの
- E：その他

【意見の件数と対応区分】

項目	A	B	C	D	E	計
(1)理念・基本的な視点等に関すること		1		1		2
(2)施策の方向性Ⅰに関すること		5	1	13		19
(3)施策の方向性Ⅱに関すること		6		6		12
(4)施策の方向性Ⅲに関すること		2	1	9		12
(5)子ども・若者を取り巻く個別課題に関すること		5		1		6
(6)教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みに関すること		1				1
(7)計画(素案)全般に関すること、その他	1	2		6	6	15
合計	1	22	2	36	6	67

具体的な御意見の内容と市の考え方については、次ページ以降を御参照ください。

5 具体的な御意見の内容と市の考え方

(1) 理念・基本的な視点等に関すること

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
1	第3章の視点2の説明として、「子育ての第一義的責任は保護者が有するという基本的認識を踏まえつつ、家庭、学校、企業、行政等、地域社会のすべての構成員が、子ども・若者や子育て家庭を温かく見守り、子ども・若者の成長のみでなく、親としての保護者の成長も応援する地域社会を目指します。」とあるが、「応援する」の具体策がイメージしにくい。	子ども・子育て支援法において、子ども・子育て支援は家庭、学校、地域等のあらゆる分野における全ての構成員が各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならないと規定されております。 本市においても、保育所・幼稚園・学校などの関係施設や、地域で活動しているNPO・子育て支援従事者など多様な主体と連携・協働して子育て家庭を社会全体で支える取組を推進します。	D
2	第3章の視点3について、「自発性」「社会性」の構築が課題でしょうが、とても難しい事だと思う。プランに明記されている諸施策が、縦割りとならぬよう重層的な施策連携を期待する。	本計画は、これまで分野別に策定していた「児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」、「子どもの未来応援プラン」、「子ども・若者ビジョン」を一体化し、多分野に展開する子ども・若者及び子育て支援に関する施策を総合的に推進するために策定するものです。 子ども・若者の健やかな成長と自立に向けて、教育・福祉・保健・雇用等の施策間の連携を十分に図りながら、ライフステージに応じた切れ目のない支援を推進します。	B

(2) 施策の方向性 I に関すること

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
1	川崎市は全国に先駆けて「川崎市子どもの権利に関する条例」を制定しているが、権利だけを唱えていても一般市民には馴染まないため、子どもが中学生になった段階で、保護者に対して子どもを一人の大人として接するよう啓発活動を行うべきである。	子どもの権利を保障するためには、まずは保護者等の大人が子どもの権利について理解することが必要です。施策1(1)「子どもの権利施策推進事業」に基づき、様々な機会を捉えた保護者等への広報・啓発の取組を推進します。	B
2	子ども・若者の健全な成育のために、子ども・若者を取り巻くあらゆる人たちが英知と蓄えを提供し鋭意・協力するよう取り組むべきである。経済的、社会的、文化的または人道的性質に関する問題を解決する時に、人種・皮膚の色等、その他の差別をしない、偏見を持たないことが重要であるため、人権や基本的な事由を尊重することを助長、奨励するための施策とすべきである。	本市では、子どもの権利保障を総合的かつ計画的に図るため「川崎市子どもの権利に関する条例」に基づき「子どもの権利に関する行動計画」を策定しています。 本計画においても、基本的な視点の一つに「子どもの権利を尊重する」と位置付けており、「子どもの権利に関する行動計画」との連携を図りながら、施策の推進を図ります。	D
3	川崎市が制定した「川崎市子どもの権利に関する条例」は素晴らしい内容となっている。憲法第3章の国民の権利及び義務の基本的な人権と人間の尊厳を守るため、平和であることをプランの施策の基軸にすべきである。		D
4	在宅で子育てをしている家庭への支援に取り組むべきである。	本市では、地域子育て支援センター事業やふれあい子育てサポート事業などを実施し、在宅で子育てをしている家庭への支援に取り組んでいるところです。 地域の中で、親子で遊べる場づくりを提供するとともに、互いに支え合う子育て援助活動を促進するなど、これからも引き続き、子育てに不安を感じる家庭への相談・支援体制づくりを進めます。	B
5	以前よりは意識が高まってきていると思うが、男性の育児参加は非常に重要なので、ワーク・ライフ・バランスの取組を進めてほしい。	本市では、九都県市の連携による広報活動に取り組むとともに、4県市合同のシンポジウムや、男性の育児参加に関する講座等を開催し、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発を図っております。	B

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
		これからも引き続き、子育て世帯向けのワーク・ライフ・バランスの取組を推進します。	
6	小児医療費の通院分について、所得制限をなくしてほしい。また、助成対象年齢を中高生まで拡大してほしい。	本制度は子育ての不安を解消し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを進めていく上で大変重要な子育て施策の一つであると考えています。 通院助成対象年齢については、制度の運営状況や子育て家庭を取り巻く状況、財政面への影響など様々な観点から幅広く検討を行い、平成29年4月から小学校3年生までから小学校6年生までに拡大しました。 所得制限については、制度の継続的かつ安定的な運営を図りながら、子育て家庭への経済的支援を行うため、設けているところですが、経済的、精神的なセーフティネットとして、入院中の子どもに寄り添える環境づくりを進める観点から、入院医療費の所得制限の廃止に向けた取組を進めます。	D
7	幼少期から集団で遊びや学習を行うとともに、異なる年齢で子ども会行事や野球・サッカー等を通して、年上・年下との接し方を経験していく必要があるため、行政・地域がこども文化センター等の施設面を整備し、近い年齢の子ども（中高生等）が指導を行うことができるようシステムを構築すべきである。	子ども・若者について、同年代の友人との関係や、家庭・学校等における特定の関わりしか持つことが出来ず、健全な成長に必要な多様な価値観・考え方に触れる機会が減少していくことが懸念されます。 子ども・若者が多様な価値観や考え方に触れ、課題に立ち向かう意欲、やりぬく力、自己肯定感を得ることができるよう、多世代の市民が交流し、地域全体で子ども・若者を見守り支え合う仕組みづくりを推進します。	D
8	青年期の子ども・若者に対して、社会を構成する新しい人材として、能力を身に付けるための経済的な助成を行うべきである。	子ども若者が健やかに成長し、社会的自立を果たしていくためには、学校教育を中心としながら、福祉等の施策により補完していくことが重要だと考えておりますので、就学の支援や進学への支援、ひきこもり等の課題を抱えた子ども・若者への支援など、幅広い分野の制度、施策・事業の連携を図り、充実に向けて取組を進めます。	D
9	小・中・高校世代の子どもに対して、社会で必要となる能力を身に付けることができるよう支援組織を構築し、大学生等の青少年を支援組織に優先的に採用することで、小・中・高校世代の子どもにとって見本となる人材を育成すべきである。	子ども・若者が健全に成長し、社会的に自立していくためには、人と関わりながら、様々な活動や体験をし、多様な価値観や考え方に触れることで、課題に立ち向かう意欲、やりぬく力、自信や自己肯定感を得ることが重要です。 本市では、青少年が企画から運営まで主体的に関わるイベントの実施を通じて、青少年の社会活動への参加を促進するとともに、青少年が社会参加を通じた達成感や自己有用感を得られるよう、次代の担い手を育成するとともに、リーダーの養成等を行う青少年関係団体に対して支援を行ってきたところです。 今後につきましても、地域社会全体で子ども・若者を見守り支え、安全・安心な環境の中で青少年の健全な育成が図られるような環境づくりに向け、青少年を育成・指導する青少年関係団体を支援するとともに、次代の担い手となる自立した成人を育成するため、積極的な社会参加を促進し、青少年の健全育成を図ります。	D
10	地域における大人と子どもの顔の見える関係が希薄になっている。 以前は、こども会の行事などにはほとんどの子どもが参加していたが、今の時代に合わせて家庭・学校・行政など地域社会全体が、子ども・若者が住んでいて良かったと思える取組を望む。	子ども・若者が健やかに成長できるよう、多様な主体がともに連携・協働しながら、地域がつながり、誰もが互いに助け合い・支え合うことのできるまちを目指し、地域社会全体で子ども・若者を見守り、支える仕組みづくりを進めます。	B
11	わくわくプラザだけでは一人ひとりのニーズにあった個別の支援が難しいのが現状であり、学童保育などの民間の力をもっと活用すべきである。学童保育への支援を進めることで、貧困家庭も学童保育が利用することができるはずである。	放課後児童健全育成事業につきましては、本市では、平成15年度から保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を含めた全ての小学生を対象に、学校施設を活用した「わくわくプラザ事業」を全小学校内で無料で実施しております。今後につきましても、「わくわくプラザ事業」が、全ての小学生の放課後の安全な居場所となるよう事業の充実に努めてまいります。民間の事業者によ	D

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
		る放課後児童健全育成事業については、地域において様々な運営形態により、スポーツ活動や学習支援など、多様なプログラムが提供されている状況がございます。さらに、本市の放課後児童健全育成事業はわくわくプラザ事業により、子ども・子育て支援事業計画における量の見込みに対応できることから、民間放課後児童健全育成事業者への助成は行っておりませんが、引き続き、下水道使用料の減免、当該施設の廃棄物における社会福祉関係施設等に係る事業系一般廃棄物収集認定による支援及び各種の情報提供等については、継続して実施します。	
12	わくわくプラザとして取り組んでいるはずの放課後子供教室についての記述がないが、記述すべきではないか。	わくわくプラザ事業は、安全・安心な子どもの活動の場を提供し、様々な活動や体験、交流ができる機会を提供する「放課後子供教室」と児童福祉法第6条の3第2項に基づく「放課後児童健全育成事業」をあわせて実施しています。 計画期間中の主な取組といたしまして、施策2（6）わくわくプラザ事業に記載のとおり、放課後子供教室につきましても小学校等と連携して充実に向けた検討を進めます。	D
13	こども文化センターやわくわくプラザ事業は人数で評価することは難しいため、独自の基準を設け、実態に即した評価を行うべきである。	計画の進行管理については、毎年、達成状況や得られた成果について評価を行います。その評価の際には、単に利用者人数だけで評価するものではなく、子ども・子育てを取り巻く社会環境や本市の社会状況の変化、また市総合計画における満足度調査結果等も踏まえながら、総合的に評価を行います。	D
14	施策2について、こども夢パークの効果はこれまでも評価されているため、川崎市内3か所（南・中・北）に設置すべきである。	市はこれまで川崎市子どもの権利に関する条例の理念を具現化する施設である子ども夢パークやこども文化センターなど、子どもの居場所づくりの取組を進めてきたところです。現時点において、新たに設置することについては予定しておりませんが、今後も引き続き、条例の理念を活かし、子どもが安心して自分らしくいられる居場所の確保に努めます。	D
15	地域教育会議交流会で情報を共有するだけで活性化には繋がらないため、地域教育会議をコーディネートする人材を養成することが必要である。	地域教育会議は、学校・家庭・地域の連携を推進し、地域の教育力の向上を図る自主的な活動組織です。 今後も、交流会による情報共有や研修会の実施等による支援を行い、地域の実情に応じて主体的に活動できるよう支援します。	D
16	地域教育会議を知らない人も多いため、魅力ある活動を目指して広報活動にも力をいれていくべきである。	より多くの方に地域教育会議の活動について知っていただくため、平成29（2017）年度にリーフレットを発行しました。 また、各地域教育会議でも広報紙を発行しており、引き続き広報の充実を図ります。	B
17	子ども会議の活動は「川崎市子どもの権利に関する条例」に基づき行われているにも関わらず、人権の分野に記載されていないのはなぜか。	子ども会議は「川崎市子どもの権利に関する条例」の第30条に規定されているものであり、子どもの権利施策にとって重要なものと考えております。 学校と地域が連携して子ども会議の開催と支援をすることで、子どもたちの意見表明・社会参加の推進に取り組んでいるため、施策3（6）「地域における教育活動の推進事業」に位置付けています。	D
18	子ども会議をサポートする人材が少ないため、サポーターの養成などを青少年の活動として記載してはどうか。	子ども会議のサポーターについては、サポーター養成講座の実施等に向けて必要な準備を進めます。	C
19	学校の教育力の向上等を図るために、まず、川崎市の独自施策として、教職員の増員を図るべきである。	学校に求められる役割の拡大や、新たな教育課題等に対応するため、教員が本来的な業務に専念できる体制の整備が必要になっています。今年度実施した教職員の勤務実態調査の結果を踏まえ、業務の負担感等の分析を行い、業務の効率化及び学校の運営体制の円滑化に向けた取組を進めます。 また、教職員の配置については、割り振られた教員定	D

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
		数を有効に活用しながら教育環境の一層の充実を図ることが重要であると考えており、今後も国の法改正による定数措置等を求めています。	

(3) 施策の方向性Ⅱに関すること

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
1	認可保育園の整備をしっかりと進めてほしい。また、園庭の広い認可保育園を整備してほしい。	保育受入枠の確保については、認可保育所や地域型保育事業の新規整備をはじめ、認定こども園への移行や一時預かり事業など幼稚園を積極的に活用するとともに、川崎認定保育園等の本市独自施策も含め、多様な手法を活用していきます。 また、可能な限り園庭を確保する取組を進めているところですが、本市は既成市街地が多く、特に主要駅を中心とした保育需要が高い地域では、保育所に適した土地建物の確保が困難な状況から、まずは定員の確保を最優先に、代替園庭も含め、柔軟に対応していきます。	B
2	幼保一元化は、大人の都合で行うのではなく、子どもを第一に考えたうえで、当事者の声をよく聴くことが重要である。	教育・保育の一体的な推進にあたっては、子どもたちが安心して過ごし、充実した活動ができる教育・保育環境を整えていけるよう、関係機関等との連携・調整を行いながら、計画の推進に努めます。	B
3	施策の方向性Ⅱ-6の「子どもの「生きる力」を育む教育の推進」という施策名について、「生きる力」→「生きあう力」と表現を変更するよう提案したい。これからの時代は「～あう力」が問われる時代である。1歩先見性をもって、「生きあう力」とすることを強く期待したい。	平成32(2020)・33(2021)年度に全面実施となる新学習指導要領では、「生きる力」を三つの柱で整理し、その一つを「どのように社会・世界とのかかわり、よりよい人生を送るか」として「学びに向かう力・人間性等」と整理しています。このように「生きる力」には「かかわりあい」も含まれており、一人一人が充実した人生を主体的に切り拓いていくとともに、ともに支え、高め合える社会をめざし、子どもたちに「生きる力」を育みます。	D
4	中学校で週に一回もしくは月に二回程度を必修として、子どもや高齢者との遊び、介護、子ども・高齢者の橋渡し役等の社会奉仕活動や、大人の中に入って街づくりの参加を通じて大人としての実感を体験できるよう取り組むべきである。	中学校の総合的な学習の時間や特別活動の職場体験学習等において、地域の高齢者施設や幼稚園・保育園等を実際に訪問し、勤労体験や奉仕活動をする中で高齢者や幼児と交流を行っています。 また、技術・家庭科(家庭分野)では、家族・家庭と子どもの成長に関する学習において、地域の幼稚園・保育園の幼児と関わる保育実習等を通して、地域の一員として社会参画や人間関係形成を目指す取組を行っています。	D
5	子どもの権利施策推進事業を推進することは重要だが、子どもの権利に関する条例の認知度を上げるためにも、人権教育に関する取組を充実させるべきである。	本市では、全国に先駆けて「子どもの権利に関する条例」を制定し、人権尊重教育をすべての教育活動の基盤とし、豊かな人間性を育む取組を推進しています。他者との違いを認め尊重し合う意識や態度の育成を図るには、まずは教職員の人権感覚を向上させることが大切だと考え、ライフステージに応じた研修において、自らの人権感覚を見直すことや、学習、人間関係づくり、環境を視点とし、日々の教育活動の中で子どもたちが人権をどのように学ぶのかを具体的に伝えることにより、人権教育の充実を目指しています。	B
6	行政の役割は、家庭教育や学校教育の内容に介入することではなく、子どもにとって安心安全で最善の環境整備をするための方策を考え、用意をし、家庭・学校で実行するための支援をすることである。 (同趣旨1件)	家庭教育については、個々の家庭教育の内容に介入するのではなく、個々の家庭において、家庭教育を十分に行っていけるよう、必要な支援に取り組みます。 学校教育については、各学校が校長のリーダーシップのもと、保護者や地域の方々の理解と参画を得て、創意工夫しながら学習指導要領に基づいた自主的な教育活動に取り組めるよう支援します。	D
7	公立・私立の学校選択においては、経済格差としてでなく、行きたい学校に行ける選択の自由が保障されるための施策をすべき。	本市では、独自の施策として、能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学困難な者に対して、公立・私立、学年に応じて奨学金を支給する高等学校奨学金制度を設けています。	D

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
		今後についても、国や県等による経済的負担の軽減施策の動向を踏まえながら、引き続き適切な修学支援を行います。	
8	自己肯定感や希望の持てない子どもたちのSOSを把握して出向いていく必要がある。それができる可能性があるのは教職員だと考えるが、働き方の問題にもあるように現状では対応が困難である。こころと時間の余裕をもてる職場環境を作って欲しい。	現在、学校に求められる役割の拡大や、新たな教育課題等に対応するため、教員が本来的な業務に専念できる体制整備が必要になっています。 教職員の勤務実態調査の結果を踏まえ、業務の負担感等の分析を行い、業務の効率化及び学校の運営体制の円滑化に向けた取組を進めます。	B
9	少人数学級、教員定数を正規で増やしてもらいたい。少子化の中で6学級以下でも安定的に教員を配置し、さらに授業内容が分かる子どもが増えるようにチームティーチングの配置の努力を川崎独自で実施して欲しい。	少人数の学級編制については、各学校が実情に応じて「指導方法工夫改善定数」を学級担任に振り分けて活用するなどして実施していますが、児童生徒の習熟度に応じた指導や特別な教育的ニーズに対応するため、少人数指導やチームティーチング等も実情に応じて選択できるようにしております。このように少人数学級を含め、きめ細やかな指導が行えるよう、割り振られた教員定数を有効に活用しながら教育環境の一層の充実を図ることが重要であると考えており、今後も国の法改正による定数措置等を求めていきます。	D
10	性感染症が増加傾向にある中で、性教育に対するバッシングもあり受けていない層が大半で、性犯罪も日常化している。性教育を単なるセックスの問題と捉えず、人間の関係性「いのちの学習」という認識を持ち、学校教育の中で学ぶ必然性がある。教職員をはじめ、学校全体のカリキュラムで取り組んで欲しい。	学校での性に関する指導においては、子どもたちの心身の調和的発達を重視する必要がある、そのためには子どもたちが心身の成長発達について正しく理解することが不可欠となります。また、性情報の氾濫など、子ども達を取り巻く環境が大きく変化してきており、子ども達が性に関して適切に理解し行動することが課題となっています。 このため、学校全体で共通理解を図りつつ、体育科・保健体育科などの関連する教科や特別活動等において、発達の段階を踏まえ、心身の発育・発達と健康、性感染症等の予防などに関する知識を確実に身につけること、生命の尊重や自己及び他者の個性を尊重するとともに、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築するなどを重視し、これらを相互に関連付けて指導することが重要と考えます。 また、子どもたちの心身の成長発達には個人差があることから、全てを集団指導で教えるのではなく、集団指導で教えるべき内容と個別指導で教えるべき内容を明確にし、それらを関連させて指導にすることも重要であると考えます。 川崎市においては、性に関する指導について、その考え方や進め方をまとめた「性に関する指導の参考資料（平成27年3月 川崎市教育委員会発行）」を各学校に配布し、児童生徒の発達段階を踏まえ、保護者や地域の理解を得ながら進めています。	B
11	家庭科は、主権者として自立した生活者の育成等、知識力・実践力を含むバランス良く、人間の生活基盤の学びの教科であると考えている。この教科を軽んじるような取扱いをすることがないようにしてほしい。	家庭科では、実践的・体験的な活動を通して生活に必要な知識や技能を身に付けさせ、生活や社会の中から問題を見いだして解決する力を養うことによって、現在及び将来にわたる実際の生活の場で学習したことが生きて働く力となるよう、学習活動に取り組んでいます。 今後も、家庭生活を大切にすることを育むための学習活動や、家族や地域の人々と関わる力を育成するために、家庭や地域社会と連携や協働が図れる題材を設定したり、関係施設等を積極的に活用したりするなど、効果的に学習を進めながら子どもたちが社会で自立して生きていくための能力や態度を育て、家庭科の学習の充実を図ります。	B

(4)施策の方向性Ⅲに関すること

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
1	児童家庭支援センターの業務は、ショートステイのニーズが高まる一方であり、相談受付と保育の実施に続いて、その後の継続的な相談支援業務と業務量が拡大している。ショートステイ、デイスティを利用する家庭は、育児のみならず、生活一般に困難な問題を抱えていることが多く、継続的な見守り、相談支援が必要であるため、児童家庭支援センターの相談支援専門職員の増員、ショートステイ担当保育士の増員を要望したい。	支援や保護を必要とする児童・家庭に対する適切な支援を行うため、児童相談所や区役所地域みまもり支援センターの他、児童に関わる関係機関等が適切に連携しながら対応することが大変重要であると考えております。 子育て短期支援事業についても、安心して家庭生活を送ること、また児童虐待の発生予防や再発防止、重症化の防止等の観点からも有効であるため、児童の最善の利益を図ることができるよう事業の推進に努めます。	D
2	保護者が知的障害、精神障害があり育児困難や虐待に陥るケースが増えている。生活保護世帯や、ひとり親世帯に対する支援はあるが、母親が知的障害、精神障害である世帯への支援は無いに等しい。保育園利用が難しい場合は、要支援世帯として、例えば、優先利用や、軽減、減免措置など、一時保育や、ショートステイ・デイスティの利用がしやすいような仕組みがあると良い。	支援ニーズが複雑化・多様化している中で、保護者が精神的な疾患を有する事例などより高い専門性を求められる事例への対応が必要となっています。 そのため、児童相談所や区役所地域みまもり支援センター、障害者更生相談所、精神保健福祉センター、医療機関など専門機関等と連携し、子どもが健全に成長できるよう児童や家庭の状況に合わせた適切な支援に努めます。	D
3	川崎市の児童相談所への相談通告件数の1/4 ケースが川崎区に集中しており、年齢別では1/4 が0～3歳未満である。乳児のショートステイ枠は、南部地域には幸区の2枠しかない。ショートステイ、デイスティが、2歳児以上が40枠に対して、乳児の枠が7枠であるが、ニーズ実態からみると少なすぎる。 虐待防止の観点からも、問題発生の多い川崎区に乳児のショートステイ事業を担う児童家庭支援センターの整備が必要と考える。	本市はこれまで子育て短期支援事業を半日単位で利用できるデイスティを実施するなど事業の拡充を図ってきたところではございます。現時点において、川崎区に児童家庭支援センターを新たに整備することは予定しておりませんが、川崎市南部地域における児童相談対応についても、川崎区・幸区・中原区を所管することも家庭センター（中央児童相談所）や区役所地域みまもり支援センターの他、医療機関や学校等と連携しながら、地域の子どもやその家庭への支援を実施します。	D
4	今後、里親委託を推進していくにあたり、里親の保育園利用が必要と考える。里親の就労の有無に関係なく保育園利用（措置入所、一時保育等）ができると、里親のレスパイトにもなり、また個々の子どもの発達・成長に応じた専門的な子育て支援サービスを受けることができる。そういったシステムが出来ることにより、里親委託のハードルが低くなり、里親支援が充実し強化されると考える。	家庭での養育が困難な児童を家庭と同様の環境で養育するため、里親委託を推進するとともに、児童委託後の里親家庭への支援の充実は大変重要であると考えております。 本市におきましては、国の制度である里親の一時的な休息のための援助（レスパイト・ケア）について乳児院等の関係施設や各里親の協力により実施するとともに、本市独自の制度である川崎市里親養育援助事業により里親の負担軽減等に努めているところでございます。 しかしながら、今後も児童の抱える課題が複雑化・多様化する中で里親制度を推進する上では、専門的な支援を活用していく必要性も高まっていくと考えられますので、今後も保育所や児童家庭支援センター等、関係機関との連携を強化しながら里親支援の一層の充実を図ります。	D
5	こども未来局の「ひとり親家庭生活支援事業」、健康福祉局の「生活保護自立支援対策事業」、教育委員会の「地域の寺子屋事業」の統合実施と拡充を求めたい。	それぞれの事業は、子どもが置かれている状況や課題等に配慮した上で、目的や対象を異にして実施しているため、一律に統合を行うことは困難です。各事業の情報共有を行いながら、一人ひとりの子どもの成長・自立に向けて効果的に取組を推進します。	D
6	障がい者等について、行政が主体的に医療的・経済的支援を行うべきである。	障害者のための医療やリハビリテーションの充実、障害の軽減や除去とともに、地域生活を送る上でも不可欠なものです。そのため、本市においては、障害者総合支援法に基づく自立支援医療費の支給や各種医療費の助成を行うなど、費用負担の軽減を図っています。 また、障害者が地域で安心して暮らせるよう、保健・	D

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
		医療・福祉サービスの連携を進めます。	
7	障がい者等が、健常者と同様の生活が送れるよう、地域のボランティアの協力を得ながら取組を充実させるべきである。	地域生活拠点施設において、障害者が社会適応力や生活の質を高め、地域で生活を送るための相談や、ボランティアの育成等、障害者の地域生活支援の担い手の充実を図る取組を進めています。 今後も、障害当事者やボランティアを含めた多様な主体の支え合いの構築を目指します。	B
8	ひとり親家庭の支援のため、夜間の子育て支援の強化に取り組んでほしい。	ひとり親家庭は、経済的に厳しい状況に置かれていることが多く、また、仕事と家庭を担うため、子育てに余裕のない状況が見られます。このような状況の中、本市では、保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に、児童福祉施設で一定期間お子さんをお預かりする事業として、子育て短期支援事業を実施しています。	D
9	ひとり親家庭の支援のため、病児保育施設の強化に取り組んでほしい。	また、多様な保育ニーズに対応するため、病児・病後児保育事業を拡充し、全区での整備が完了しております。 引き続き、これらの事業を実施し、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、全ての子育て家庭が安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進します。	D
10	離婚届時の機会を捉え、ひとり親世帯を迅速に把握し支援を開始することを求めたい。	現在、区民課に戸籍の届出を行った方を対象に、確実に児童扶養手当等制度の利用につなげるため、児童家庭課を案内しているところです。 ひとり親家庭は、親の就労状況や子の年齢等によって必要な支援が異なってくることから、様々な機会を捉えて、支援が必要なひとり親家庭の把握と支援の充実に努めます。	B
11	ひとり親世帯は経済的・時間的にも余裕が乏しく、一般世帯に比較して「子どもに多様な体験」を積ませる機会が少ないため、学習支援のみならず、幼少期の「子どもの多様な体験」への支援を求めたい。	子どもの将来の生きる力を育てる多様な体験の機会として、家庭や学校以外に、地域の子ども会や川崎市母子寡婦福祉協議会でも、レクリエーションや地域行事が行われています。 現在、「ひとり親家庭応援メルマガ」により、ひとり親家庭が参加しやすいイベント等を毎月配信していますが、引き続き、情報の把握と提供に努めます。	C
12	ひとり親家庭のライフステージは様々で家計が厳しい時期が異なるため、ひとり親家庭が希望する一定の期間、家計を支援する「ひとり親家庭手当」の創設を求めたい。	ひとり親家庭に対する経済的支援としては、児童扶養手当の支給に加えて、医療費助成や、就学や生活の支援として母子・父子・寡婦福祉資金の貸付け等を行っているところです。 ひとり親家庭の自立に向けては、経済的支援を基本に、生活・就業支援を総合的に実施していくことが重要であり、効果的な支援施策のあり方について、今後検討していきます。	D

(5)子ども・若者を取り巻く個別課題への対応

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
1	貧困の連鎖を無くすため、子どもが安全・安心して生活し、学ぶことが出来る環境を整えるべきである。	未来を担う子ども・若者が健やかに育ち、成長できるよう、子ども・若者の成長過程のいずれの段階においても、漏れのない、また、切れ目のない支援が重要です。教育・福祉・保健・医療・雇用などの分野が連携した重層的な支援を推進し、子ども・若者が安全・安心して生活し、学ぶことが出来る環境づくりに向けて取組を進めます。	B
2	貧困の連鎖を無くすため、保護者の就労支援を行い自立した生活ができるよう取り組むべきである。	「川崎市子ども・若者生活調査」では、所得水準の格差、不安定な就労と生活水準の関連性が把握されており、安定した生活のためにも、就労支援が重要であると認識しています。福祉・雇用の施策を中心として十分に連携を図り、保護者への就労支援の充実に向けた取組を	B

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
		進めます。	
3	貧困を理由として、差別やいじめに繋がらないよう慎重に子どもを見守っていくべきである。	「子どもの貧困」は、経済的な問題に様々な要因が関連しながら生じている問題であり、個人の意思や努力等によらないところで生じている問題でもあります。 子ども・若者が安心して成長できる社会の実現に向けて、地域社会全体で子ども・若者や家庭に寄り添いながら、しっかりと支える環境づくりを進めていくとともに、一人ひとりの立場に立って、その最善の利益が考慮されるよう、子どもの権利の尊重に努めます。	B
4	大人も子どもも千差万別、十人十色で一つの型にはまらない。そうした多様性を社会は受け止めなければならないが、社会全体から、いろいろな者を受け入れられる「寛容さ」が失われてきている。近所・地域・学校・会社・社会全体でそれらを受け入れられるよう、人づくり、地域づくり、社会づくりが必要であり、そういった視点で児童虐待の防止に取り組んで欲しい。	本計画の基本理念である「未来を担う子ども・若者がすこやかに育ち成長できるまち・かわさき」を実現し、支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境を充実するためには、人、地域、社会づくりは重要な視点であると考えております。 児童虐待の防止に向けて、このような視点を持って、児童相談所や区役所における児童や家庭に対する支援、普及啓発活動などの施策を推進します。	B
5	居所不明となる子どもやいじめを苦に自殺する子ども、児童虐待等によって命を落とす子どもをなくしてほしい。	居所が不明の場合、児童虐待を受けている可能性が高いため、広域連携を含め、関係機関が連携して、児童の安全を確認するとともに、支援が必要な場合には迅速・的確な対応を図り大切な子どもの命を守るという認識のもと取組を推進します。	B
6	乳児院入所が長期化し、母子分離の状態が長くなると、家族再統合に時間がかかり、かつ困難になるケースが多い。早期に在宅での子育て環境を整えるには、保育園の利用が必須となる。日中のデイサービスの利用としての保育園利用、保育士による保護者支援サービスの利用が必要である。	親子関係の再構築を目的とした支援については、児童相談所が中心となって関係施設等と連携して、保護者に対して子どもへの接し方に関する助言などをこれまでも実施してきていますが、さらに児童相談所や区役所、各施設等の連携した取組が重要となります。 本計画においても親子関係再構築の取組を推進していくこととしていますので、ケース及びその保護者の状態により、必要な支援を行います。	D

(6)教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みに関すること

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
1	中原区は子育て世帯が増加しているため、保育所整備のペースを上げてほしい。	中原区については、大規模集合住宅の開発等に伴う若い世帯の転入増や、共働き世帯の増加などにより、今後も継続的な保育需要が見込まれることから、川崎市総合計画第2期実施計画及び本計画に基づき、必要な地域に、的確に保育受入枠を確保していきます。	B

(7)計画(素案)全般に関すること、その他

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
1	子どもは周囲の環境に多大な影響を受けるものであり、先達の大人が見本となっている。子どもたちが「そうになりたい」と思い目指す、信頼を持てる大人になるための施策づくりとしてほしい。	未来を担う子ども・若者が、夢や希望を抱き、一人ひとりが持つ力を活かして、社会の中で自立し主体的な人生を送ることで幸せが実感できるよう、ライフステージを通した切れ目のない子ども・若者の育成支援や子育て支援を総合的に進めます。	D
2	子どもの人格形成に向けて、未来に伸長する芽を育むために投資することが重要である。		D
3	人口150万超えの政令市として、国に追従するばかりでなく、市独自の施策に誇りを持って実施してもらいたい。	本市は若年世代に「選ばれる都市」として進化を続けており、今後も当面の間、若年世代を中心とした人口増が続くことが見込まれています。 本市では、これまでも保育所の待機児童対策や、中学校完全給食など子どもを産み育てやすい環境づくりに向けての取組を重点的に進めてまいりましたが、今後も引き続き、子ども・若者や子育て家庭を取り巻く環境を踏まえて施策を推進してまいります。	B

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
4	公助・共助・自助について、公助を第一義とすべき。税金でなされるべきことは、国・自治体で担うべきであり、市民の自主性に基づきなされるものを、行政が市民に求めたり、努力義務を課すものであってはならない。	子ども・子育て支援法において、子ども・子育て支援は家庭、学校、地域等のあらゆる分野における全ての構成員が各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならないと規定されております。 本市においても乳幼児期から青少年に至るまで、子ども・若者のライフステージに応じた切れ目のない支援に取り組むとともに、家庭・学校・地域等の多様な主体と連携し、子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実に努めてまいります。	D
5	プランがどのような検討経過を経て策定されているのかが知りたい。また、検討に携わったメンバーを示したほうがプランの説得性が増すのではないか。	本計画の策定にあたり、市内の関係局区で構成する「川崎市こども施策庁内推進本部会議」において、関係部局間の横断的な調整と情報の共有化を図るとともに、「有識者」、「事業者代表」、「労働者代表」、「子育て支援従事者」や「市民委員」等で構成する「川崎市子ども・子育て会議」における審議を踏まえて策定しております。 御意見を踏まえ、資料編に計画策定の経過をお示しするとともに、「川崎市こども施策庁内推進本部会議設置要綱」及び「川崎市子ども・子育て会議委員名簿」を記載しました。	A
6	教育を政治や経済に左右されたり、利用したりしないことが肝要である。	教育委員会は、教育行政の政治的中立性や継続性・安定性の確保などから、首長から独立した執行機関ですが、総合教育会議などを活用しながら、首長と教育委員会が連携を図るとともに、議会の御理解をいただきながら、川崎の子どもたち、市民のために、より良い教育行政の充実・発展に努めることが重要であると考えています。	E
7	社会教育の人権・平和などの充実のため、市民文化の底上げの努力を行い、市民委員の意見を尊重し、応援する体制を確保するとともに、施設の充実、人員を確保すべきである。	教育文化会館・市民館における「平和・人権学習」等の企画の際には市民意見等を尊重します。 また、市民の主体的な学びや活動の場については、市民館、図書館、分館を拠点とするとともに、学校教育に支障のない範囲で学校施設を開放しています。 支援体制については、ボランティアなどの協力も得ながら実施します。	E
8	県立図書館を含む図書館活動の充実のための努力をすべきである。	市立図書館では、地域情報や生活情報など、市民が必要とする資料や情報の提供、発信を行っています。図書館ホームページ内に「こどもページ」を設け、おすすめ本のリストや、調べ物のテーマごとに関連資料や情報の探し方を紹介する資料を掲載するなど、子どもが読書に親しめるような取組も行っており、今後も環境整備に努めます。 また、県立図書館とも連携を図りながら、講演会や展示等の事業を充実します。	E
9	教育委員会の非公開事項はなるべく最小限とし、開かれたものにすべき。市民との懇談会なども積極的にできるように努力すべきである。	教育委員会会議については、原則、公開としており、傍聴しやすい環境づくりにも努めています。 また、会議録についても、読みやすさ等のため、発言の趣旨を損なわない範囲で、重複表現などを整理しますが、全録に近い方式で公開をしています。 教育委員会では、学校を訪問するスクール・ミーティングを実施し、PTAや地域住民と意見交換を行うほか、地域教育会議や社会教育委員会などを通じて市民の意見を取り入れています。今後も市民との対話に努めます。	E
10	市民意見を聴くためにアンケート調査やパブコメを取ることも大事だが、それがどう利用され結果がどうなったか、今以上に公開すること。また、多く活用されるような姿勢を持ってもらいたい。	本計画の策定にあたり基礎資料とした「川崎市子育てに関するアンケート」等については市ホームページ上で公開しております。 また、今回市民の皆様から寄せられた御意見等については、意見に対する市の考え方をお示しし、平成 30 (2018) 年 3 月下旬に公表する予定です。	D

意見番号	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
11	事業や活動の実態に即した形での計画案とすべきである。	本計画は、「川崎市子育てに関するアンケート」等の調査等を踏まえて策定するとともに、「有識者」、「事業者代表」、「労働者代表」、「子育て支援従事者」や「市民委員」等で構成する「川崎市子ども・子育て会議」における審議を踏まえて策定しております。 引き続き、子ども・若者や子育てを取り巻く社会環境の変化に適切に対応しながら、子ども・若者や子育て家庭に関する支援の施策を総合的に推進してまいります。	D
12	I Tが発達しても対応ができない人がいるため、必要な人に情報が行き届くよう取り組むべきである。	こども施策に関する情報については、市ホームページで「かわさきし子育て応援ナビ」で積極的に情報発信を行う他、「かわさきし子育てガイドブック」等の紙媒体でも同様の情報発信に努めております。	D
13	行政は共助として行っている自治会や町内会づくりのための支援を行うべきである。	本市としましては、町内会・自治会は幅広い分野において地域の課題解決に自主的に取り組んでいただいております。行政と地域をつなぐ、大切な協働のパートナーでもあると認識しております。 町内会・自治会の活性化に向けて、自発的な加入又は自主的な設立の促進や、町内会・自治会活動の広報・啓発等引き続き必要な支援について取組を進めます。	E
14	情報公開については、市条例の趣旨を生かし、市民に開かれた行政に向けて、その透明性・公正性・公明性が担保されたものであり、市民利益につながるようすべきである。	情報公開につきましては、川崎市情報公開条例等の関連する規定に基づき、適正な管理及び開示を行うことにより、透明性・公正性のある情報公開制度の適切な運用が図られるよう今後とも努めます。	E
15	これから先の平成30年度以降の取組について、なるべく具体的な内容が分かるようにして欲しい。	本計画の策定にあたり、市民にわかりやすい計画となるよう、事務事業ごとに「計画期間中の主な取組」を記載することで、より具体的な内容となるよう努めております。平成30（2018）年度以降についても可能な限り具体的な内容となるよう記載しております。	B